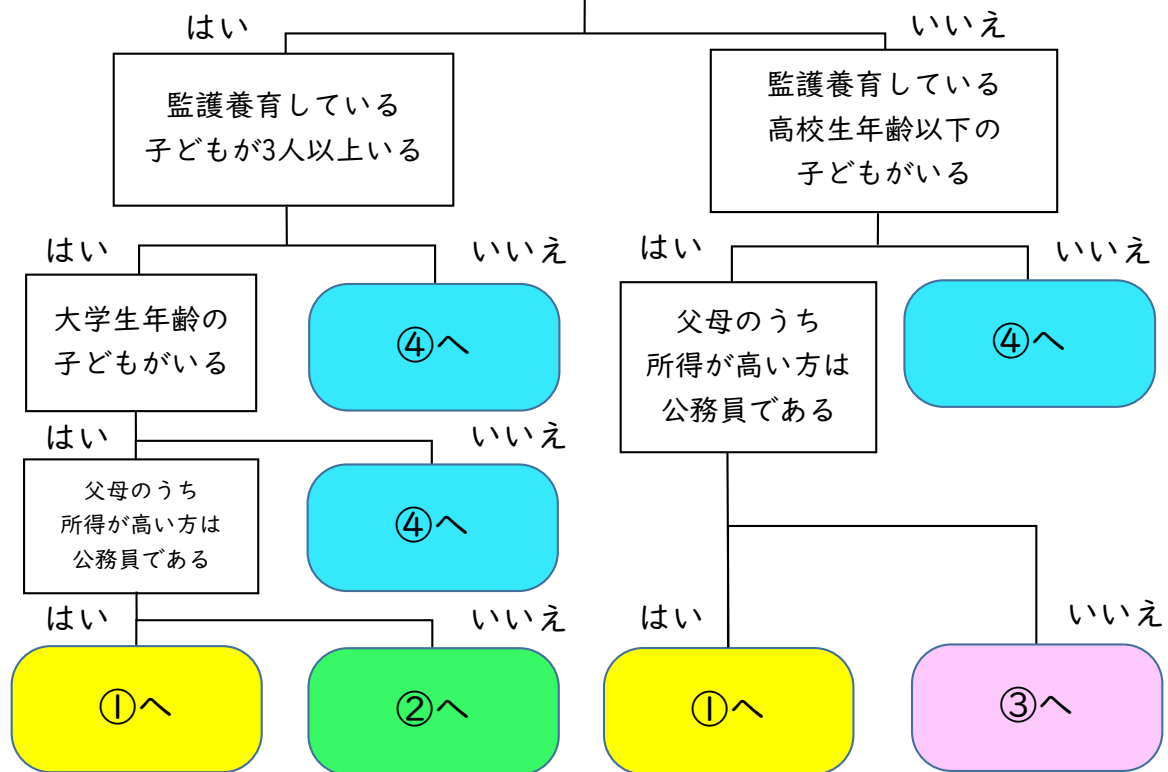


現在、児童手当もしくは特例給付を受給している。



①

公務員のかたの児童手当は勤務先から支給されます。  
手続については勤務先でご確認ください。

②

「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。  
※内容に疑義が生じた場合には、証明書類の提出を求めることがあります。

③

「児童手当認定請求書」の提出が必要です。  
＜添付書類＞  
振込先が分かるものの写し、請求者の健康保険証の写し  
※大学生相当のお子様を養育しており、お子様が3名以上いる場合は、②の書類も提出してください。

④

手続は必要ありません。

※新規認定請求書を提出するかたは、父母のうち所得が高いかたが申請してください。  
※離婚を考えているかたやDVを受けているかたはご相談ください。

父母と子が別世帯で、父母が上牧町にいない場合  
⇒父母の住民票の住所地にある市区町村窓口へ申請してください。  
父母と子が別世帯で、父母が上牧町にいる場合  
⇒必要書類をダウンロードし、記入のうえ提出してください。



上牧町

ゆりはちゃん